



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ピエトロ  
代表者名 代表取締役社長 高橋泰行  
(コード番号 2818 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理・IR 部長  
森山勇二  
(TEL 092-724-4925)

## 当社完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）及び 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役において、株式会社ピエトロソリューションズを吸収合併（以下「本合併」）すること及び平成 30 年 6 月 26 日開催の株主総会において、定款一部変更の件を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、完全子会社の吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

### 記

#### 1. 連結子会社の吸収合併

##### (1) 合併の目的

株式会社ピエトロソリューションズは、当社の 100%子会社であります。業務の効率的な運営を図り、収益構造の強化を目的として、当社を存続会社とし同社を吸収合併することとしました。

##### (2) 合併の要旨

###### ①合併の日程

合併決議取締役会	平成 30 年 5 月 11 日（金）
合併契約締結	平成 30 年 5 月 21 日（月）
合併の予定日（効力発生日）	平成 30 年 7 月 31 日（火）（予定）

（注）本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であり、株式会社ピエトロソリューションズにおいては会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約につき、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

###### ②合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ピエトロソリューションズは消滅いたします。

###### ③合併に係る割当ての内容等

株式会社ピエトロソリューションズは、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加ならびに合併交付金の支払がありません。

#### ④消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

消滅会社である株式会社ソリューションズは新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

#### (3) 合併当事会社の概要

① 商号	株式会社ピエトロ (存続会社)	株式会社ピエトロソリューションズ (消滅会社)
② 所在地	福岡市中央区天神三丁目4番5号	福岡市中央区天神三丁目4番5号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 泰行	代表取締役社長 高橋 泰行
④ 事業内容	食品の製造販売事業、 レストラン事業	食料品の仕入販売 損害保険代理店業務
⑤ 資本金	1,042,380 千円	30,000 千円
⑥ 設立年月日	昭和 60 年 7 月 29 日	平成 17 年 4 月 1 日
⑦ 発行済株式数	6,257,230 株	2,400 株
⑧ 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
⑨ 直前事業年度の財政 状態および経営成績	平成 29 年 3 月期 (連結)	平成 29 年 3 月期 (個別)
純資産	5,287,552 千円	205,217 千円
総資産	9,619,673 千円	386,830 千円
売上高	9,825,762 千円	955,048 千円
営業利益	496,508 千円	45,278 千円
経常利益	474,243 千円	45,540 千円
最終利益	469,314 千円	29,660 千円

#### (4) 合併後の状況

合併後、当社は新たに損害保険代理店業務を行うこととなります。詳細は「2. 定款の一部変更」をご参照ください。

なお、本合併による当社の商号、本社所在地、代表者、資本金および決算期に変更はありません。

#### (5) 今後の見通し

本合併は、完全子会社との合併であるため、当社の単体業績および連結業績への影響は軽微であります。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

当社は新たに損害保険代理店業務を行うこととなりますので、現行定款第 2 条 (目的) に事業目的を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (条文省略)     &lt;新設&gt;      &lt;新設&gt;     &lt;新設&gt;</p> <p><u>18.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. (現行どおり)</p> <p><u>18.</u> <u>自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業</u></p> <p><u>19.</u> <u>損害保険代理店業</u></p> <p><u>20.</u> <u>損害保険に関するコンサルタント業務</u></p> <p><u>21.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>

(3) 日程

定時株主総会決議日 平成30年6月26日  
効力発生日 平成30年6月26日(予定)

以上